

福島県金山町公式YouTube運用方針

1 目的

金山町の魅力や事業等の情報をYouTubeで発信することで、町民及び町外の方たちに身近な“ふるさと金山町”のイメージを醸成し交流人口の増加を図るため、金山町公式YouTube（以下「本チャンネル」という。）を開設し運用する。

2 発信主体及び管理者

本チャンネルの発信主体は、復興政策課とし、管理者は、副町長とする。

3 発信内容

本チャンネルの発信内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 四季折々の豊かな自然
- (2) 活力ある町民の日常
- (3) 歴史的、伝統的な行事
- (4) 観光地のにぎわいや交流する人々
- (5) 特産品の栽培・製造過程や生産者の表情・技
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める情報

4 発信時間

本チャンネルの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

5 利用方法

本チャンネルは、閲覧、コメント等自由に利用することができる。

6 コメントに対する回答

本チャンネルへのコメントに対する回答は、原則、行わないものとする。ただし、管理者の判断で必要がある場合は回答するものとする。

7 禁止事項

本チャンネルは、利用者による次の各号に掲げるコメントを禁止し、管理者がこれらに該当するものと認めた場合は、利用者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除する。

また、発信主体が発信する内容（投稿内容）についても次の各号に掲げることを禁止し、管理者が指定する管理職2名以上による検収を経た内容についてのみ発信する。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 特定の個人・団体等のプライバシー、人権等を侵害するもの

- (4) 政治、選挙又は宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権など町または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 差別的表現を含むもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (9) なりすまし又は内容の詐称があると認められるもの
- (10) わいせつな表現や暴力的な表現のもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) その他管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 個人情報の取り扱いについて

- (1) 金山町は、本チャンネルに関する個人情報の取り扱いについて、「金山町個人情報保護条例」に基づく適正な管理に努める。
- (2) コメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、ユーザーがYouTube 利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。
- (3) 金山町が、当チャンネルへ投稿された記事に対し、コメントをした利用者について、アクティビティを監視または収集するものではない。

9 知的財産権

本チャンネルに掲載している個々の情報（テキスト、動画等）に関する知的財産権は、金山町または原作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

10 免責事項

- (1) 金山町は、本チャンネルに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 金山町は、利用者が本チャンネルの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 金山町は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前2号に掲げるものの他、金山町は本チャンネルに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 金山町は、予告なく本チャンネルの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。

11 適用

この運用方針は、平成27年4月20日から適用する。